報第２号

専決処分報告について
（個人情報保護条例の一部を改正する条例）

本市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和４年（２０２２年）２月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第２号

個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本市個人情報保護条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和４年（２０２２年）１月２４日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成１１年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第３項」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第２項」に改め、同条第１２号イ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律第２条第９項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成１１年３月２４日条例第４号）

改正後	改正前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　個人識別符号　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第２項に規定する個人識別符号をいう。 ⑷～⑾　（略） ⑿　事業者　法人その他の団体（次に掲げるものを除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。 ア　（略） イ　独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） ウ・エ　（略）	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　個人識別符号　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。 ⑷～⑾　（略） ⑿　事業者　法人その他の団体（次に掲げるものを除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。 ア　（略） イ　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） ウ・エ　（略）